

川越市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和2年5月25日 午前9時
- 3 閉 会 令和2年5月25日 午後0時10分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長内野博紀、教育総務部副部長兼教育財務課長松本陽介、学校教育部副部長兼学校管理課長梶田英司、教育総務部参事兼教育総務課長若林昭彦、教育総務部参事兼中央公民館長荷田 晋、学校教育部参事兼教育指導課長長田茂樹、学校教育部参事兼教育センター所長岡島一恵、博物館長大澤 健、市立川越高等学校事務長宮下 浩

8 前回会議録の承認

令和元年度第11回定例会会議録を承認した。なお、令和元年度第12回臨時会会議録、第13回定例会会議録、第14回定例会会議録、令和2年度第1回定例会会議録及び第2回臨時会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第11号 一件三千万円以上の工事計画について

参事兼教育総務課長

本議案は、教育委員会事務委任規則第2条第8号に基づき、令和2年度における一件三千万円以上の工事の計画に関し、議決を求めるものである。令和2年度予算で執行を予定している教育委員会所管の予算額三千万円以上の工事は16件である。このうち、13件は教育財務課の所管で、川越市立寺尾小学校における大規模改造工事、市内小学校におけるトイレ改修工事6件、川越市立福原中学校における大規模改造工事、川越市立川越西中学校における体育館大規模改造工事、市内中学校におけるトイレ改修工事4件である。

次に、蔵造り資料館耐震化工事については、博物館の所管で、予算額8,184万円である。蔵造り資料館店蔵ほか耐震化工事に伴う全解体工事である。

次に、進路室等空調設備改修工事については、市立川越高等学校の所管で、予算額3,194万円である。進路指導室、進路相談室及び図書閲覧室等の冷暖房設備の改修工事である。

次に、防球ネット改修工事は、市立川越高等学校の所管で、予算額7,742万

9千円である。令和3年度までの2箇年に渡る工事であり、令和3年度については、6,956万4千円を限度に債務負担行為を行っている。既存防球ネットの撤去及び新設工事である。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、今年度当初予算に計上した歳入は減収となることが避けられない状況のため、財政当局から歳出の見直しを全庁的に行うよう指示があった。本計画についても変更となる可能性があり、その際には再度報告する予定である。

委員

小中学校における大規模改造工事及びトイレ改修工事については、児童生徒に喜ばれるものであるが、現在の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、第2波及び第3波が懸念されるなかで、新型コロナウイルス感染予防対策やオンライン授業の準備に着手することの方が大事ではないかと考えるが事務局の考えを伺いたい。

副部長兼教育財務課長

小中学校における大規模改造工事及びトイレ改修工事については、経費の3分の1について国からの交付金を受け、残りの3分の2については市債を活用しており、一般財源の充当は少ないものである。夏季休業の状況により、工期を調整する必要があるが、国からの交付金を活用しているため事業を進める必要がある。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によって、校数を減らすなどの対応が必要となる場合には改めて報告する。

委員

国からの交付金の補助は決定しているものなのか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

既に交付決定の内示を受けているため決定されたものであると認識している。

委員

今まで児童生徒の安全を考え夏季休業期間に工事を完了してきたが、夏季休業期間が短縮される可能性もあるなかで、今年度は対応できるのか伺いたい。また、新型コロナウイルス感染拡大により工事材料の調達の遅れの対応や工事関係者の新型コロナウイルス感染予防対策の対応について伺いたい。

副部長兼教育財務課長

外壁工事については、アスベスト等が含まれるために、通常では1月程度の工期が必要のため、夏季休業期間が短縮されると、工事が難しい可能性がある。トイレ改修工事についても、アスベスト等が含まれる学校もあるため、該当する学校については、同様に工事が困難であると考え。それ以外の工事が着工できそうな学校については、学校ともどういった対応であれば着工できるか等について調整しながら対応したい。工事材料の納期の遅れ及び工事関係者の新型コロナウイルス感染予防対策については、工期を通常より長い期間で発注し、土曜日及び日曜日等を利用

し工事を進められるように調整したいと考えている。

委員

新型コロナウイルスの感染や事故等のないように考えてもらいたい。

委員

中学校体育館大規模改造工事の具体的内容について伺いたい。

副部長兼教育財務課長

主に外壁及び屋上に対して工事を施すものである。耐震化工事は完了しているが、老朽化が進行しているため、国の交付金を申請し内示を受けたものである。

委員

体育館は避難所に指定されているため、冷暖房設備及び自家発電設備の整備並びに新型コロナウイルスの感染予防対策の問題などの課題があるが、教育委員会としてはどのように考えているのか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

学校の体育館については、避難所としての機能もあるため、冷暖房設備の整備等についての必要性については認識している。しかしながら冷暖房設備の整備費だけをとっても体育館1棟につき5,000万から7,000万程度の費用が必要となるため、ある程度の校数を整備するとなると、財源確保が最大の課題である。

委員

以前の災害対応の際に、避難所として施設を貸しただけであるといった対応をした学校があったと聞いている。学校も地域の防災対策などに積極的に参加し役割を果たすことによって、地域との信頼関係が向上する。こうした地域との関わりが今後コミュニティ・スクールの基盤になってくると考える。是非学校側に働きかけをお願いしたい。

学校教育部長

現在、昨年度における避難所開設の状況を踏まえながら、感染症予防対策を含めた対応の検討が進められているところである。教育委員会としても感染症予防対策の対応等を踏まえ話をしたいと考える。

教育長

予算の執行にあたり、財政当局から各部において予算執行の調整を図るように指示があったが、その対応について伺いたい。

教育総務部長

新型コロナウイルス感染症の状況により、歳入についても当初の見込みとのかい離が予想される。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策など国の新たな施策等に係る費用を捻出する必要があるため、全庁的に7パーセント程度の歳出の抑制を考えているところである。教育委員会としても、およそ2億2,000万円程度の抑制が必要であるが、国等から補助を受けたり、計画的に執行している予算

については継続していく。新型コロナウイルスの感染拡大により実施できなかった事業経費や、今後、新生活様式に対応するため今までと同様の展開が難しい事業については、徹底的に見直しを図り、歳出の抑制に努めたいと考えている。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第12号 川越市教育委員会職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

参事兼教育総務課長

川越市教育委員会職員の任用に関する規則の一部改正については、令和2年4月1日付け人事発令に伴い、新たに学童保育室に配置した放課後児童支援員の任用等の際に必要となる、標準職務遂行能力等を教育委員会規則に定めるため、規定の整備をしようとするものである。

改正の概要について、同規則の別表に学童保育室に配置した放課後児童支援員に関する規定を追加するとともに、市長部局で所管する「川越市職員の任用に関する規則」の表記と整合性を図るため、併せて文言の整備をしようとするものである。

附則について、施行日を公布の日としようとするものである。

委員

学童保育室の放課後児童支援員を職務分掌に追加したということか確認したい。

参事兼教育総務課長

今年度より新たに採用した学童保育室の放課後児童支援員における標準的な職務内容を追加したものである。その他の改正として、教育委員会規則と市長部局規則における文言の表記を統一したものである。

委員

市長部局と教育委員会との職務内容は特性が異なるため、表記を同じとして問題ないのか確認したい。

参事兼教育総務課長

地方公務員法において各任命権者ごとに標準的な職及びその職務遂行能力を定めることになっている。任用される職における職務遂行能力については全庁的に統一したものとなる。なお、指導主事については教育委員会特有の職であるが、基本的な職務については、川越市教育委員会事務局組織規則において「上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。」と規定している。

教育総務部長

本規則に定めている標準的な職及びその職に求められている職務遂行能力については、本来同じであるべきものである。それぞれの部局及び所管課において何を目標にして業務を遂行していくのかという点については、人事評価の業績評価において各部局及び所管課が何を目標に業務を遂行し、さらに、個人が何を目標に業務を

遂行するのかを半年毎に定めている。それぞれの特性を活かした目標については、この業績評価において定め、本規則で定めた各職に求められる能力を発揮しながら業績評価の目標の実現を目指していくといった仕組みとなっている。

委員

学校には、このような職務分掌はあるのか参考に伺いたい。

学校教育部長

県の任用の制度のなかには、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員などといった職が定められている。

委員

校長が求められている職務遂行能力の主なものを参考に伺いたい。

学校教育部長

主に学校経営、地域との関係などが挙げられる。

委員

通常の組織においては、人事評価などにおいて評価する者は各所属の上司となり、上司に相談しにくいような業務上の悩みや事案については、職場の同僚や先輩などに指導を仰いだりするが、学校の現場も同様なのか伺いたい。

学校教育部長

学校内においても各学年などの組織があり、先輩及び後輩などの立場において相談及び指導を行いながら教育活動を進めている状況である。

委員

今回追加となった放課後児童支援員は、誰が指導及び評価を行うのか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

所管所属長である教育財務課長が指導し、人事評価についても個人目標を作成させ評価していく。

委員

教育委員会の組織図の確認であるが、教育長を筆頭に両部長がいるが、学校については何処に位置付けられているのか伺いたい。

参事兼教育総務課長

川越市教育委員会事務局組織規則において学校教育部の所管する施設として小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が位置付けられている。

委員

今回の新型コロナウイルスの感染拡大のような緊急事態時に教育委員会から発せられる指示が学校の職員まで反映されるような命令系統が確立されているのか確認したい。

学校教育部長

指示及び命令系統は確立されている。

委員

教育委員会と学校との関係は、図などを用いて示し、校長に熟知させた方がよい。平時においては、特に問題ないが、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策といった緊急時に教育委員会からの指示や指導主事の学校訪問などの対応もスムーズに展開できると考える。これは市長部局と教育委員会との関係においても同じである。

学校教育部長

意見を参考に今後の対策に備えていく。

教育長

今後、指導主事と学校との関係を明確にし、教育委員会の方針や指導主事の学校訪問といった業務命令などについて学校と確認していく。また、学校現場における様々な課題について教育委員会と速やかに情報が共有できる仕組み作りが必要である。

委員

教育委員会と学校における組織図やそれぞれの役割を明確にし、トップダウン又はボトムアップといった指示系統や報告手順を明示し、それぞれが理解するべきである。

委員

指導主事にも自己成長力が必要と考えるが、自己成長力の項目があるのは主任までであることの意図を伺いたい。

参事兼教育総務課長

自己成長力については、比較的若い職員がいる主任まで項目を設け、主任以上については、自己成長力を学び能力を備えたうえで、これからは人材育成能力として指導及び管理監督能力を高める必要があるということで項目が切り替えられている。もちろん項目にはないが引続き自己成長力についても今まで同様に継続して高めていくものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第13号 川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

(非公開)

日程第4議案第14号 川越市公民館運営審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第5議案第15号 川越市立博物館協議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第6議案第16号 令和2年度一般会計補正予算(教育委員会所管分)について

(非公開)

日程第7議案第17号 川越市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて

副部長兼学校管理課長

改正の趣旨として、新型コロナウイルス感染症対策における小・中学校の臨時休業により減少した授業時間を確保するため、各学期及び長期休業日の期間に関する規定の整備をしようとするものである。そのうえで教育活動の精選及び充実を図る必要があると考える。

改正の概要として、令和2年度に限り、第1学期の期間を4月1日から8月16日までに、第2学期の期間を8月17日から12月31日までに変更し、夏季休業日を8月1日から8月16日までに、冬季休業日を12月26日から翌年1月4日までに変更するための規定を附則に加えようとするものである。

また、振替を行わない土曜日の授業を年間3日と定めているが、令和2年度に限りこの上限を撤廃するものである。

さらに、市内中学校の卒業式を令和3年3月15日月曜日から同年3月13日土曜日に変更し、振り替えを行わない土曜日の授業日として実施しようとするものである。

委員

今回の規則改正は意見公募の必要はないのか伺いたい。

参事兼教育総務課長

今回の改正は、「緊急に施策等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき」に該当するため意見公募は実施しない。

委員

他市の状況に合わせているのか、それとも本市独自に定めたものなのか伺いたい。

学校教育部長

他市の状況も把握し、それを踏まえたうえで、本市の状況を鑑み決定した。

委員

教職員ももちろん出勤することになるが、教職員の休暇等については、確保されているか確認したい。

副部長兼学校管理課長

県からは、今年度もサマーリフレッシュウィークは実施するとの回答があり、本市も県に合わせて実施する予定である。併せて、夏季休業期間中に健康診断を受診できるように準備を進めている。

委員

期間が増えた間も給食の提供は行うのか伺いたい。

学校教育部長

概ね終業式の前々日まで、始業式の翌々日から給食の提供を行う。

委員

この期間の分の給食費も保護者は負担するのか、また現在提供のない期間については負担する必要がないのか伺いたい。

学校教育部長

4月及び5月の給食費については徴収しない。6月については、日割計算により徴収する。8月については、元々提供の予定はなかったため、同じく日割計算により保護者に負担していただく予定である。

教育長

給食について、新型コロナウイルス感染予防対策として、配膳を簡略化できるような献立にするなどの検討はあるのか伺いたい。

学校教育部長

献立メニューを作成する際に、検討するように学校給食課へ指示する。

(全員異議なく原案どおり決定)

10 報告事項

(1) 学校再開に向けた計画について

参事兼教育指導課長

学校再開に向けた計画について説明する。学校の再開については、令和2年6月1日からとする。教育活動の再開については、次のとおり進めていく。まず、学校再開の準備段階として、児童生徒の状況把握と学校再開に向けた指導を実施する。次に、第1段階については、学校に慣れる段階として、2時間程度の登校を週2回実施する。また、入学式に替わる新しい学校生活の動機付けを実施する。2回目の登校については、健康観察や課題の回収及び配布などを実施する。次に、生活と学習の規律の段階として、全学年を午前又は午後の2部制として分散登校させ、3時間程度の授業を実施する。授業内容としては、作文などを用いた休業期間の振り返り、教育相談アンケート、身体計測、学級組織作り、家庭学習課題の解説及び補充を行うことに加え、これまでに学習課題とした内容についての定着を確認するためのテストを実施する。この段階では、簡易給食として、牛乳、パン及びジャム等を提供する。第2段階については、学習再開の段階として、全校一斉の通常登校とし、4時間授業を実施する。この段階から通常の給食を開始する。部活動は行わない。第3段階については、諸活動再開の段階として、通常日課とする。通常授業となり、5時間又は6時間目まで実施する。部活動も再開する予定だが、新型コロナウイルス感染症の状況を判断し、別途通知する予定である。

続いて、学校再開後の感染予防策について、家庭の協力を基に毎朝の検温及び健康観察を必ず実施する。

次に、学校再開後の教育課程編成・実施についてである。今年度の4月及び5月の未指導内容は確実に最初から扱い、小学校第6学年及び中学校第3学年につ

いては、年度末までに昨年度末及び今年度当初の期間における未指導内容も含め、確実に終わらせるように教育課程を編成する。具体的な事項について、林間学校などの宿泊学習は、今年度に限り中止とする。ただし、修学旅行については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により実施について判断することとした。体育祭及び運動会、合唱祭、体験活動その他の活動については、準備時間や当日の内容を十分に精査したうえで、実施してもよいこととした。

続いて、夏季休業日、冬季休業日及び市内中学校卒業式等の期間及び期日の変更について、夏季休業の期間については、令和2年8月1日から同年8月16日までとし、冬季休業の期間については、令和2年12月26日から同3年1月4日までとする。市立中学校卒業式については、同年3月15日を3月13日に変更する。

続いて、市立川越高等学校及び市立特別支援学校の対応についてであるが、臨時休業中の登校日は設定していない。両校とも令和2年6月1日から授業を再開する。当面の間、新型コロナウイルス感染症の状況を確認したうえで、公共交通機関における密の時間帯を避ける目的で、始業時間を概ね1時間程度遅らせて登校させる。

続いて、学校再開後の児童生徒の心身の状況把握について、教職員が児童生徒の気持ちや不安、健康状況を丁寧に把握し、理解したうえで、家庭等と連携を図りながら、安心安全な学校生活が送れるように取り組む。

最後に、学校再開後に感染者等が発生した場合について、保健所と相談し、連携を図りながら学級閉鎖、学年閉鎖及び臨時休業等、状況に応じて必要な措置を行う。

委員

登下校時において1メートルの間隔を取ることが小学校低学年には、難しいと考えるがどのような指導を行うのか伺いたい。

参事兼教育指導課長

年度初めの学級での指導においてソーシャルディスタンスについて説明する。1メートル程度の間隔について学校で説明するが、各家庭や見送り当番及び見守り当番の方にも協力を仰ぎながら可能な限り間隔を保って登下校できるように指導したい。

委員

登下校時において、本来は交通安全のために間隔を空けない指導を行っていたが、今回の方針は、交通安全より新型コロナウイルス感染拡大の防止対策に重点を置いているように捉えられてしまう可能性がある。交通安全と新型コロナウイルス感染拡大防止を両立させるような対応について伺いたい。

参事兼教育指導課長

各学校の教職員及び地域の方々に、交通安全及び事故防止について児童の見守り等をお願いしているところである。

委員

危険個所等に教職員や見守り当番の方が立って対応するということが確認したい。

参事兼教育指導課長

そのとおりである。

委員

令和2年2月以降に遅れてしまった学習の未指導内容を、残った授業時数で取り戻すことは、実際に可能なのか伺いたい。

参事兼教育指導課長

小学校に当初訪問で訪れた際に、小学校第6学年の未指導内容が終わるか確認した際は、夏季休業及び冬季休業期間の短縮を踏まえた計画を策定しているため可能である旨の回答があった。

教育長

学校に確認して「可能である」ではなく、教育委員会において可能かどうかを検証し、計画案を策定及び提示して、学校に指導すべきであると考えている。

学校教育部長

現在、各学校に未指導内容に係る時間について照会している。この調査で確認できた時間を年間計画と照らし合わせて不足するかどうかを確認し、不足分については、各行事の見直し及び長期休業期間の短縮等により確保できた時間数で補えるか検証する。国や県教育委員会からは、今年度の授業時数で補えない場合は、次年度への繰り越しも可能と示されているため、検証により今年度の状況が確認できた場合には、今年度は、通常の1月末までに履修する範囲までを実施するなど、具体的な指示ができるものと考えている。また、中学校第3学年は、高校受験の試験範囲もあるため、範囲が狭まれば範囲外の授業を3月分と組み替えて授業を行うことも可能である。今年度実施する部分及び次年度に繰り越す部分をきちんと示し、学校間での違いがないように指導する。

教育長

各学校の判断に委ねすぎず、教育委員会から方向性について示してもらいたい。

委員

中学校の卒業式を令和3年3月15日から同年3月13日に早めるとなると授業時間が減ってしまうのではないかと考えるが事務局の意見を伺いたい。

参事兼教育指導課長

令和3年3月13日は土曜日のため、卒業式を早めても中学校第3学年の授業数は変わらず、また第1学年及び第2学年の生徒は同年3月15日の月曜日に授業を

行うことができるため授業時間がより確保できることとなる。

委員

学校の再開は、保護者なども喜ばしい反面、不安もあると思われるため、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底して不安を解消してもらいたい。また、各学校における感染予防対策の実施状況は、誰がどのように確認するのか伺いたい。

参事兼教育指導課長

現在も学校訪問の際に新型コロナウイルス感染予防対策について取組状況を具体的に確認しているところである。今後も指導主事に学校を訪問させ、取組状況を確認する予定である。

委員

各教室毎のチェック表に基づき確認しながら検温や手洗いなどの感染予防対策を行い、学校で確認していく。更に各学校の取組状況を教育委員会で指導主事等が確認しているという理解でよいか確認したい。

参事兼教育指導課長

そのとおりである。

委員

ソーシャルディスタンスの確保と言われているが、各教室において基準に当てはめると35人クラスの場合に17人程度になると思われる。教室で人数を減らす仕組みを行うとあるが、具体的にどのような仕組みを想定しているのか伺いたい。

参事兼教育指導課長

教室を原則20人を超えない範囲で2つに分散させて実施する。20人を超える場合はより広い教室などを利用して対応するように指示をしている。

委員

分散登校の期間が終了し、一斉登校が始まった場合においても、ソーシャルディスタンスの確保は必要と考える。一斉登校の段階においては、どのように対応するのか伺いたい。

学校教育部長

一斉登校の段階になった場合は、机を隣同士で付けることはせずに、教室を広く使いながら、身体的な距離を概ね1メートル空けることを考えている。但し、一斉登校の段階までの間に新型コロナウイルスの感染症の状況を確認し、場合によっては、一斉登校を見送るなどの対応を行う。

委員

現在の教室で1メートルの間隔を確保することは可能なのか確認したい。

学校教育部長

学校や教室によっては、他より狭い教室はあるが、実際に40人分の机を配置して確認したところ、概ね1メートルの間隔は空けることができた。

委員

給食について、簡易な給食は、牛乳とパンのみで給食時間も15分間と聞いている。これ以上の対応は難しいのか伺いたい。

学校教育部長

学校再開直後の段階では、新型コロナウイルス感染予防対策として、配膳を伴わない給食を提供することを前提に、牛乳及びパンといった簡易な給食を提供することとした。なお、一斉登校の段階に合わせて、通常メニューの給食提供に戻していく。

委員

説明にあった提供の理由や検討内容が保護者に伝わっていない。結論しか保護者に伝わらないから、誤解や不安を招くことにつながる。保護者の不安が解消されることになるため、丁寧な説明を心掛けてもらいたい。

委員

各家庭において、新型コロナウイルスの感染拡大により経済的負担が大きくなっている中で、給食費の支払いが滞る家庭があるかもしれないが、一定期間支払いを猶予するなどの対応を検討しているのか伺いたい。

教育総務部長

生活が困窮に陥ってしまった世帯への対応としては、教育財務課で行っている就学援助がある。市独自の施策として子育て応援支援金の支援を実施している。これは、児童扶養手当を受給している又は就学援助を申請している世帯に対して児童生徒1人につき1万円の給付を行うものである。早ければ6月上旬には各家庭に支給できる予定である。直接給食費に対する対応ではないが、生活で緊急に必要なお金に対する経済的支援は行っている状況である。

委員

児童生徒に対する新型コロナウイルス感染防止対策については理解したが、教職員に対する感染防止対策や健康管理も大事である。これは、保護者も心配するところであると考えます。教職員の対応についても説明するべきであり、教職員を守るという観点からも大切であるため、検討してもらいたい。

副部長兼学校管理課長

学校における教職員の感染防止対策については、マスクを着用しての授業となる。また、学校によっては、フェイスシールドを用意したり、透明なビニールシートのカーテンを用意しているところもある。これらの対応を勘案して、児童生徒の前に立つ教職員への対応については、改めて指示を出していく予定である。

なお、教職員が新型コロナウイルスに感染することも想定できるため、その際は勤務を差し控えるなどの措置については継続して周知していく予定である。

委員

学校間で異なった対応を行っていてよいのか、学校任せの姿勢になっている事が問題であると考え。運動会などの学校行事について、実施してもよいとなっているが、学校に判断を委ねると緊急時の対応に格差が生じ、必ずクレームが出る。教育委員会として本当にそれでよいのか伺いたい。

学校教育部長

先ほどの説明は一例であり、教職員の対応も含めた新型コロナウイルス感染予防対策については、教育指導課において、消毒の方法や児童生徒に体調不良者が出た場合などについて統一した対応を定める予定である。フェイスシールド、グローブ及びマスクについても追加の発注を行い、各学校において一定数確保できるように進めているところである。

体育祭及び運動会等については、1学期は実施しないこととしている。当初1学期に予定していた学校については、2学期以降に延期している。今後、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら判断したいと考えている。林間学校については、全校で中止の判断をしている。修学旅行については、小学校の早い学校で9月実施予定となっているが、国においてキャンセル料の費用負担について検討を行っているところであること、また早い段階で中止の決定をすることは児童生徒の気持ちもあるため、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見たうえで、判断したいと考えている。特別支援学校は、1学期に実施予定だったものを延期して実施する方向に変更した。中学校は、早い学校で12月実施予定となっているため、もう少し状況を確認してからの対応となる予定である。

委員

学校間格差が出ないような対応をお願いしたい。

新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に、保健所と相談とあるが基準がないなかで誰がどのように判断するのか伺いたい。

学校教育部長

教職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、その職員の数日前からの行動状況、影響を受ける児童生徒の人数把握、症状の有無、マスク着用の有無等を確認したうえで、保健所等の指示を受けながら対応していく。

委員

判断を的確に行わないと、学校がクラスターとなり、より大きな影響を与えてしまう。

学校におけるマスクや消毒液の備蓄状況を伺いたい。

参事兼教育指導課長

マスクについて、国から4月に1回、5月に1回届き、児童生徒個人に配布している。消毒液については、4月当初、全校に1リットル分を配布した。今回の補正予算においても追加購入分を要求している。随時学校へ配布する予定である。

委員

十分に対応できるだけの数や分量なのか確認したい。

参事兼教育指導課長

補正予算には、今年度中に必要な分量を積算して要求している。

委員

補正予算の要求ということは、まだ消毒液を確保できているわけではないということか伺いたい。

参事兼教育指導課長

そのとおりである。

学校教育部長

4月当初には、現物を配布済みである。学校給食で使用する、いわゆるオスバン等の殺菌消毒剤を併用しながら対応し、今後は随時、追加配布していく予定である。

委員

学校再開の際にマスクを1枚予備として計2枚持参するとのことだが、備蓄はないということか伺いたい。

学校教育部長

サージカルマスクは全校に1箱配布してあり、追加で1箱配布する予定である。備蓄はあるが、基本は各家庭から持参する対応をお願いしている。

委員

予防策については、児童生徒に対する予防策、教職員に対する予防策、保護者に対する予防策と内容を分けてもよいのではないかと考える。その方が保護者も理解しやすく、教職員の安全を守る観点でもメリットがある。

学校再開のスケジュールの活動内容を確認すると、児童生徒はつまらないと感じてしまう。もう少し具体的に「自己紹介」や「友達に慣れる」など、文章で記載した方がよいと考える。また、3時間授業の際の授業内容例についても、教科書を使用すると思われるが、文章からは判断できないため、教科書の読み聞かせなど授業の具体的内容の記載をお願いしたい。

参事兼教育指導課長

意見を基に内容を整理したい。

委員

学校行事等をしてよい、という表現は、現時点では各学校の判断に任せるといふことなのか確認したい。

参事兼教育指導課長

新型コロナウイルスの感染防止を考え、現時点においては各学校の判断によるものとしているが、最終的には、統一した対応を指示する予定である。

委員

市立特別支援学校について、臨時休業の間、生徒たちは家庭で落ち着いて対応できたのか、学校と家庭との連絡体制はどうだったのか、状況について伺いたい。

学校教育部長

基本的には、電話やメールによって連絡を取っていた状況である。家庭の状況については、特に相談はなかった。

委員

分散登校により、学校区が広い学校などは、登下校中に1人になってしまう時間が長くなる児童生徒がいると想定されるが、その点の配慮について伺いたい。

学校教育部長

小学校については、地区別での分散を行うため、通常の登校班で通学することができる。中学校については、出席番号での分散を行うため、最終的には、1人になってしまう時間が長くなる生徒も想定される。

委員

これは、意見であるが、今回Web会議アプリ「Zoom」を利用することを、教職員及び児童生徒とその保護者が体験したが、例えば、普段学校に来校することはできないが、子どものことで学校に相談したいことがある保護者に対する面談に「Zoom」を活用することができるかと効果的であると考えている。

参事兼教育指導課長

現在、各学校においても「Zoom」の操作及び活用方法について取り組んでいるところである。今後は、意見のあった活用方法も含め検討したい。

教育長

今回の意見を踏まえ、校長会等で学校に周知してもらいたい。先日も体育祭などの学校行事については実施する。ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止の決断を行うと説明している。学校に判断を任せるように捉えられる曖昧な発言はしないようお願いしたい。今回のように緊急時の対応については、教育委員会が判断し、内容の工夫については、各学校の特色を活かして対応してもらいたい。そして、学校間格差が生じないような対応を心掛けてもらいたい。

安全対策を第一に、対児童生徒、対教職員及び対保護者について、教育委員会の方針を再検討してもらいたい。

1 1 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第13号及び議案第16号は意思決定過程における情報であり、議案第14号及び議案第15号は人事に関する情報にあたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取り扱うことに決定した。
- (2) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、嶋野委員が指名された。
- (3) 次回教育委員会は、令和2年6月26日（金）午後2時開催に決定した。